

社援発0516第1号
老発0516第6号
令和7年5月16日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省社会・援護局長
(公 印 省 略)
厚生労働省老健局長
(公 印 省 略)

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための
関係法律の整備に関する法律の公布について（通知）

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和7年法律第35号。以下「地方分権一括法」という。）については、本日公布され、生活保護法（昭和25年法律第144号）の改正に係る部分は令和8年4月1日に施行することとされたところである。

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の成立を踏まえた対応について（依頼）」（令和7年5月16日府分推第36号内閣府事務次官通知）に基づき、下記のとおり生活保護法の一部改正部分に関する趣旨及び主な内容を通知するので、十分御了知の上、管内市町村（特別区を含む。）等に対し、その周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏なきを期されたい。

記

第1 趣旨

地方分権改革については、毎年、内閣府において地方公共団体からの提案を受け付け、地方公共団体への事務・権限の移譲、地方に対する義務付け・枠付けの見直し等に関し、各制度を所管する省庁とともに当該提案への対応方針について検討を行い、政府として閣議決定を行っているところである。

今般、昨年12月に決定した「令和6年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和6年12月24日閣議決定）を踏まえ、生活保護法について所要の措置を講ず

るものである。

第2 生活保護法の一部改正部分に関する主な内容

- 1 生活保護法第 54 条の 2 第 1 項の規定により指定を受けた介護機関（以下「1 の介護機関」という。）であって別表第 2 の第 2 欄に掲げる介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）の指定等を受けたものに係る同項の指定は、当該介護機関が同表の第 3 欄に掲げる場合に該当するときは、その効力を失うものとする。
（生活保護法第 54 条の 2 第 3 項及び別表第 2 関係）
- 2 1 の介護機関に係る生活保護法第 54 条の 2 第 1 項の指定は、当該介護機関が別表第 2 の第 4 欄に掲げる場合に該当するときは、その該当する期間、その効力（それぞれ同欄に掲げる介護保険法の規定による指定等の効力が停止された部分に限る。）を停止するものとする。（生活保護法第 54 条の 2 第 4 項及び別表第 2 関係）
- 3 1 の介護機関及び生活保護法第 54 条の 2 第 2 項本文の規定により第 1 項の指定を受けたものとみなされたものについて、別表第 2 の第 5 欄に掲げる介護保険法の届出があったときは、当該届出に係る事由のうち生活保護法第 54 条の 2 第 5 項において準用する第 50 条の 2 の規定による届出をすべき事由に相当するものに基づく届出があったものとみなすものとする。（生活保護法第 54 条の 2 第 7 項及び別表第 2 関係）
- 4 生活保護法第 54 条の 2 第 3 項、第 4 項及び第 7 項並びに別表第 2 の規定は、同表の第 1 欄に掲げる介護機関であって、地方分権一括法の施行の際現に生活保護法第 54 条の 2 第 1 項の指定を受けているもの（同条第 2 項本文の規定により同条第 1 項の指定を受けたものとみなされたもの及び生活保護法の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 104 号）附則第 6 条第 1 項の規定により同法第 1 条の規定による改正後の生活保護法第 54 条の 2 第 1 項の指定を受けたものとみなされたものを含む。）についても適用するものとする。（地方分権一括法附則第 3 項関係）

第3 施行期日

生活保護法の一部改正部分は令和 8 年 4 月 1 日に施行するものとする。
（地方分権一括法附則第 1 項関係）

第4 施行に向けた留意事項

- 1 生活保護法上の介護機関に関し、地方分権一括法の施行後は、これまでの指定等のみなしに加えて届出もみなしの対象に加わることにより、みなしの対象となる範囲が拡大される。このため、同一の地方公共団体内の生活保護制度所管部局と介護保険制度所管部局の間及び異なる地方公共団体の間において、生活保護法

上の介護機関に関する情報が適切に共有されるよう、共有に係る手法等について明確にし、共有しておくことがより一層重要となること。なお、運用に当たっての具体的な留意事項等は追ってお示しする予定であること。

- 2 介護予防・日常生活支援総合事業に係る届出（介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 140 条の 62 の 3 第 4 項から第 6 項）については地方分権一括法による改正後の生活保護法第 54 条の 2 第 7 項によるみなしの対象とはなっていないところ、これに関する取扱いについては、省令改正による対応を含め今後検討する予定であり、詳細については追ってお示しする予定であること。